

平成 25 年度札幌市病院局における医療事故等の公表について

札幌市病院局では、市立札幌病院で発生した医療事故等について、「札幌市病院局における医療事故等の公表基準」に基づき公表を行っております。

このたび、平成 25 年度中に発生した医療事故等について取りまとめましたので、別紙一括公表のとおりお知らせいたします。

○ 公表内容は下記のホームページにおいても公開しております。

<http://www.city.sapporo.jp/hospital/overview/activity/safety/publication/index.html>

1 公表の目的

市民に適切な情報提供を行うことにより、市立札幌病院における医療の透明性を高めるとともに、市民が信頼し、安心して医療を受けられる環境づくりと医療安全管理体制の向上を図ることを目的として、医療事故等の公表を行う。

2 用語の定義

(1) 医療事故（アクシデント）

医療に関わる場所で、医療の全過程において発生する全ての人身事故で、医療従事者の過誤、過失の有無を問わない。

(2) インシデント

患者に傷害を及ぼすことはなかったが、日常診療の場でヒヤリとしたり、ハッとしたりした事例をいう。

3 レベル区分

(1) インシデント：レベル 0（事故が起こりそうな環境に前もって気付いた事例）、レベル I（実害がなかった事例）、レベル II（処置や治療を行なわなかった事例）

(2) アクシデント：レベル IIIa（簡単な治療や処置を要した事例）、レベル IIIb（濃厚な治療や処置を要した事例）、レベル IV（障害が残った事例）、レベル V（死亡となった事例、ただし原疾患の自然経過によるものを除く）

4 公表の基準

(1) 過失のある医療事故で患者が死亡、若しくは重大な障害が残った事例は、個別公表とする。

(2) 過失の有無にかかわらず、医療事故を防止する視点から公表することが望ましいと判断した事例は、個別公表する。

(3) 上記以外はレベル毎に、一括公表する。

5 平成 25 年度に発生した医療事故の概要

平成 25 年度の医療事故等（インシデントを含む。）の報告件数は 4,365 件で、平成 24 年度と比較し、167 件減少した。報告件数のうち、治療や処置を要しなかった事例（レベル 0～II）は 4,114 件で、全体の約 94%、さらに、「レベル 0」（実施前に気付いた事例）の報告件数は 2,232 件で、全体の約 51%となっている。

「レベル IIIa」以上のアクシデント（医療事故）事例は、249 件で、平成 24 年度より 32 件増加し、このうちレベル V は 1 件だった。

（問合わせ先）

市立札幌病院：電話 726-2211 医療安全推進室 佐々木（内線 2631）・総務課 高橋（内線 2110）